

# はぐくむ

## 福岡県手をつなぐ育成会報

発行所  
 公益社団法人 福岡県手をつなぐ育成会  
 〒816-0804  
 春日市原町3丁目1番7号  
 福岡県総合福祉センター  
 TEL (092) 584-4374  
 発行人  
 会長 横山 利恵子  
 ありがとうございました



この会報は、  
 共同募金の配分を受けて  
 作成したものです。

### 今こそ、心をつなごう！



公益社団法人 福岡県手をつなぐ育成会  
 会長 横山 利恵子

春の陽気とともに感染防止対策の中、日本列島を聖火が駆け巡っています。

#### 【新たな本人活動】

昨年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から事業の中止や変更を余儀なくされました。そして、会議や研修会がリモートで開催される面便利になりましたが、障がいのある本人たちの多くは、その恩恵を十分に受けたとは言えません。今年度はその反省を踏まえ、本人活動の「新たな活動」の元年にしていきたいものです。

#### 【マスクを通じて学ぶ】

障がいのある人の中には、マスク姿の親や支援者に違和感を抱き、そのマスクを外そうとしたり、自らつけることを拒む人もいます。「感染防止のために」と説明しながら「カラフルなマスクやアツプリケ入りのマスクで装着を促した」といった支援者の苦悩を聞きます。このような支援者の行為は、強制的でなく、本人の興味関心を引き出し、本人の意思を尊重する行為ともいえます。

「...すべきた・させるべきだ」と考え行動することは簡単ですが、相手の心に寄り添う支援、そこには虐待行為はないと信じています。今年度まだまだコロナ禍が続くと思われれます。

も笑顔を忘れずに心をつなぎあいましょう。

#### ワクチン接種に関する要望

本会は、令和3年2月26日にワクチン接種に関する要望書を福岡県障がい福祉課長あてに提出しました。(以下、要望書の内容を要約)

1. 重症化リスクのある基礎疾患を有する人などへの確実な優先接種を市町村へ改めて通知してください。
- また、重度知的障がい児者の中には、接種後の副反応について自ら異常を訴えることができない人も多くいます。そのため、身近なかかりつけ医にも、副反応等の情報を的確に情報提供していただくよう、お願い申し上げます。

#### 2. 障がい福祉サービス事業所などにおける集団接種の実施をお願いします。

知的障がいや発達障がい(自閉症圏)の人がスムーズに接種するためには、慣れた施設や医療機関での対応が重要と考えます。

#### 3. 接種に関する本人意思確認の支援

- (1) 知的障がい児者に分かりやすく情報提供するリーフレットなどを作成し、広く周知してください。
  - (2) ワクチン接種の希望については可能な限り丁寧に本人の意思を確認する取組みを徹底してください。
- 以上

※3月3日付け厚労省より福岡県に「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について」3月4日、福岡県より市町村に通知されました。

#### 令和3年度 育成会等関係行事予定

##### ★第1回福岡県障がい者スポーツ大会

(知的障がい関係のみ)

5月1日(土)

・総合開会式、陸上競技 久留米陸上競技場

・卓球 久留米総合スポーツセンター

・ボウリング ユーズボウル久留米

5月9日(日)

・フライングディスク 博多の森補助競技場

##### ★第1回福岡県知的障がい者相談員研修会

兼 福岡県手をつなぐ育成会会員研修会

8月4日(水) クローバープラザ

・講師 全国手をつなぐ育成会事務局 又村 あおい 氏

★第60回九州地区育成会九州大会

9月4日(土)・5日(日) 大分市

※大会形式は、4月21日に決定します。

★令和3年度全国大会

※本年度は、リモート形式による開催

##### ★第40回福岡県大会

※近く役員会で開催の有無を含め決定

##### ○令和3年度定時総会

5月11日(火) 10:30

クローバープラザ 501研修室

大会・研修会については、コロナウイルスの感染状況で変わることがあります。

### 福岡県よりのお知らせ

福岡県庁内に

### 「福岡県庁ワークサポートオフィス」設置

知的障がいのある方を会計年度任用職員として任用することになりました。現在（4月）その募集や選考が実施されています。その事業概要は以下のとおりです。

#### ★事業概要

- ・ 設置場所 県庁9階人事課内
- ・ 任用者数
  - ・ スタッフ(知的障がいのある方)2名
  - ・ マネージャー(業務支援者)1名
- ・ 従事業務
  - ・ 文書等の封入、発送、印刷・コピー
  - ・ パソコンでのデータ入力等
- ・ 運営開始 令和3年6月(予定)

私たち育成会の念願であった福岡県の知的障がい者の雇用「福岡県庁ワークサポートオフィス」を令和3年度から始められたことは、朗報です。しかし、これは未だ「小さな一歩」に過ぎず、本会として県下の市町村や一般企業への知的障がい者の雇用をより推進する啓発活動などを行っています。



### 「障がい者施設の工賃向上を目標に」

福岡県では令和3年度 日本財団との連携事業を開始します。

「大量受注による安定的な収入の確保と適正価格による収益性の向上により、工賃向上を図る」ことを目的としています。

①日本財団パートナー企業で、障がいのある人向け受注業務の営業を専門とする民間企業(ヴァルトジャパン(株))が、発注企業に対してまごころ製品(サービス・役務を含む)の営業活動を実施

②獲得した受注については、セルプセンター福岡が、作業内容・量に応じて県内の障がい者施設に割り振り

### 再掲載

#### 新型コロナウイルス感染症対策

#### 衛生用品備蓄と無償提供

「はぐくむ」119号掲載の標記内容について補足して掲載します。

○会員の有無を問わず、どなたでも申込みできます。

○この活動は公的(保健所)支援が開始されるまでに、速やかに衛生用品を家庭や障がいサービス事業所に届けようとする支援です。

③ヴァルトジャパン(株)が、納期・品質管理するとともに発注企業に納品

日本財団は、障がい者の工賃向上を図るため、ヴァルトジャパン(株)と共同受注窓口が連携した事業スキームを全国展開しています。

※詳細については福岡県ホームページで検索してください。

#### 全国手をつなぐ育成会連合会情報・交流誌「手をつなぐ」に思つ

機関紙「手をつなぐ」は、全国手をつなぐ育成会連合会の賛助会員として年間購読をしています。つまり、月単位では購入できない仕組みに

なっています。

年度末の3月は、若い保護者向けに「就学就労(進路)などの特集として組まれることが多いです。例えば令和3年3月号では、「障害年金の話」が取り上げられました。これから障害年金の申請をしようとする保護者には、大変興味深い内容です。特別支援学校高等部の保護者から「3月号を購入したい」また、本会会員からは「研修会で使いたいののでまとめて購入できないか」といった問い合わせがありました。

このような問い合わせは毎年数件寄せられています。それに対しては、単冊購入はできない旨を説明し、「年間購読」を勧められています。(事務局)

#### 衛生用品備蓄内容

- ★PPE 6着(9着)
- ★N95マスク 3袋(4袋)
- ※1袋10枚入り
- ★ゴーグル 6個(9個)
- ★手指消毒液 1本(1本)
- ★衛生手袋 1箱(1箱)

※表示個数は在宅サービスヘルパー用、( )内の個数は事業所支援職員のケースです。  
※感染発生から3日程度を想定し、その後は、公的機関等の対応となります。  
※無償提供です。

#### 備蓄用品の申し込み先

- ・ 公益社団法人 福岡県手をつなぐ育成会 事務局(担当:岩田)
- ・ FAXと電話の両方で申請してください。  
FAX: 092-584-4378  
必須 氏名(施設名) 住所を記入  
電話: 092-584-4374

## 「しんくみピーターパンカード」に係る寄付金の贈呈式

令和3年3月29日(月)午前11時から福岡市博多区の全国信用協同組合連合会応接室(信用組合会館2階)において、福岡県信用組合協会 会長坂本義治氏より、当育成会へ寄付金14万5千308円が贈呈されました。

また、贈呈式には全国信用協同連合会 福岡支店長 渡辺征弘氏、福岡県信用組合協会 常務理事 大北泰生氏が同席されました。

皆様のご厚情に心より感謝申し上げます。



福岡県信用組合協会坂本義治会長 横山利恵子会長

### 【しんくみピーターパンカード】

この寄付金は、「しんくみピーターパンカード」と呼ばれる信用組合、全国信用協同組合連合会、(株)オリエントコーポレーションが提携しておこなっている社会貢献活動の一環で、信用組合のお客さまが「しんくみピーターパンカード」でショッピングをされると、利用額の一部が信組業界の指定したチャリティ関連団体に寄付される仕組みです。

「永遠の少年ピーターパン」の名になぞらえて「すべての子どもたちの、輝かしい笑顔のための何かを」そんな思いを形にした活動なのです。

この寄付金は、難病や障がいを持つ子どもとその家族の支援を目的として使われます。

## 共同募金運動について ご存じですか？

近年我が国は、毎年のように自然災害に見舞われています。一年の内に複数回の被害も稀ではありません。その度に人的支援、経済的支援が行われてきました。「共助」ともいえるボランティアや義援金活動は、被災者には大きな支えといえます。

さて、ここでは共同募金活動のルーツや歴史などを紹介し「たすけあいのこころ」の原点に触れていただき、共同募金活動にご支援ご協力いただければと思います。尚、本会の広報紙「はぐくむ」も共同募金会の配分金により発行されています。

### ■たすけあいのこころが共同募金のルーツ

昔、スイスの小さな村で1人の牧師が、生活に困っている人や病人、老人を助けるために、道端の木に「与えよ、取れよ」と書いた箱をつるしておきました。

これをみた村人の中で、多少とも余裕のある人はその箱の中にいくらかのお金を入れ、困っている人は箱の中から必要なだけお金を取っていきました。

この「たすけあいのこころ」が赤い羽根募金の始まりと言われていました。

赤い羽根募金には、そんな優しい気持ちがつまっています。(福岡県共同募金会HPより転載)

### ■国内の共同募金運動の始まり

共同募金運動は、昭和22年に全国一斉に始まりました。当時は戦後の混乱期であり、生活困窮者と戦災孤児の激増など、深刻な社会的・経済的混乱のなかにあり、民間社会福祉施設は戦災によって激減し、物価の高騰、物資の入手難などによって、復興はおろか施設の維持さえも困難な状況となっていました。

このような状況の中、国や県などの公費を民間の社会福祉事業に使ってはならないことになり、民間社会福祉事業は大変な財政難に陥りました。

併行して、厚生省(現在「厚生労働省」)が提唱した、国民の「たすけあいの心」を喚起する「国民たすけあい運動」の一環として、第1回の共同募金が昭和22年11月25日から12月25日までの1カ月を期間として実施されました。

この共同募金運動は、その時々々の社会的課題に対する配分を行いながら今日まで継続して続いており、現在は、地域の福祉活動を推進するための財源等に活用しています。

65年以上の長きにわたって、住民同士がささえあうための活動を行っている運動は他に類を見ません。

(福岡県共同募金会HPより転載)

全国手をつなぐ育成会連合会 発行  
**情報・交流誌「手をつなぐ」**

◇機関紙「手をつなぐ」購読ご希望の皆さまは  
 本会事務局にお申し込みください。

・年間購読料 1口 3,900円(送料別)

※送料は口数によって異なり、  
 1口(1冊)の場合は年間240円です。

【購読料のうち一口当たり50円が災害発生時の  
 見舞金や支援活動資金に充てられます】

手をつなぐ2/3月号表紙



**【次号予告】(仮題)**

★4月号特集

「スタートを応援する」

★今月の問題

「雇用・労働と教育 障害福祉の連携強化について」

**会員・賛助会員 募集中!**

【賛助会員会費は次の通りです】

知的障がいのある人たちが、ノーマライゼーションの理念の下、自立した地域生活をおくるために必要な運動を活発に展開するには、賛助会員の方々の支えが必要です。

是非、ご協力をお願いします。

- ◆会費(個人会員) 1口 2,000円/年
- ◆会費(団体会員) 1口 10,000円/年
- ◆会報「はぐくむ」で活動内容をお伝えします。

【ご入会については事務局までお問い合わせください】

公益社団法人 福岡県手をつなぐ育成会  
 電話：092-584-4374 FAX：092-584-4378  
 E-mail：info@fk-ikusei.org  
 HP：https://fk-ikusei.org/

いくせい かいことば じてん  
**育成会の言葉の辞典**

— パターナリズム —

家父主義、温情主義と訳され、相手のためには、相手の意思に反してでもその生活行動に干渉すべきだという考え方。

上司と部下、医師と患者、施設と利用者、親と子のような保護と支配関係にみられる状態です。

障がい者支援においては、支援者主導で保護し、福祉サービス利用者に対して支配的に支援が行われることがあります。

知的障がいのある人が成人すると、親権から離れ成年後見制度など社会的支援が必要になります。この時、後見人など支援者に求められる適格性とは、本人の人格を尊重し意思を確立する「自己決定」が認められることだといわれています。



へんしゅうこうき  
**編集後記**

愛知県東浦町の知的障がい者施設で発生した障がい者虐待事案に対する声明が昨年12月全国手をつなぐ育成会連合会より発表されました。

声明の意図は、事案の真相解明と再発防止の情報公開を求めているようですが、社会の反響に期待したいものです。

障害者虐待防止法が施行されて7年が経過しましたが、事業所内の虐待行為の報告が絶えませんが、そればかりか、支援者から虐待を受けた事案は増加しているとさえいわれています。

うがった見方をすると、顕在化していない虐待行為がさらにあり、しかも加速的に増加している現状があるのではとさえ思います。

施設利用者を支援すべき職員が「いらだち」から突然攻撃する人間に豹変するのはどんな理由があるのでしょうか。既に、十分な法整備や研修、広報など行われているはずなのです。

これは、もはやことばや文章では虐待の行動抑止に対しては無力なかもしれませぬ。あるいは、人にはすでに人をケアする遺伝子が存在していないのではないかと疑います。

声明では、直情的に暴力を常習する職員と、そのことを、「あるはずがない」「そういう人ではない」と思い込んで長期に放置した経営管理者の責任、さらに、何事もなかったように調査を終了した市町村行政の姿勢への責任を問う指摘がありました。

そして、残念なことにはやまゆり園の事件の場合も一部の保護者を除いてそうでしたが、被害の当事者である保護者の強い叫びが聞こえてこないことです。

これは、保護者が依然として弱い立場であり、広域から集まる保護者が連携しにくくなる人材のいないことが理由なのでしょうか。

(紀)